

## ジョイント レポート

国際水準に比べ、異常に低い日本の人権水準の向上を！

### 第2回UPR日本審査へのJWCHRレポート

2012年4月

国際人権活動日本委員会

東京・教育の自由裁判をすすめる会

国際人権活動日本委員会は、第1回UPR日本審査にレポートを提出し、2008年5月9日の作業部会に2名が参加し傍聴をした。

事前に高等弁務官事務所・UPR事務局が、日本のNGO（23団体）が提出したレポートをまとめて配布するなどの努力をされたことに深く敬意を表したい。

日本政府と政治的経済的関係も深い国連人権理事会国が、熱心に審査を行い、勧告を出してくれたことに驚き、感謝している。

しかし、日本政府は、人権理事会の勧告に耳を傾け、改善のための努力を怠っている。

国際人権活動日本委員会は、第1回UPRに提出したレポートに新たな事項を加え、第2回日本政府審査へのレポートとする。

## 1、人権規約・条約の政府報告審査において勧告された事項について、長期にわたって是正していない

日本政府は、政府報告審査における主要懸念事項や勧告を軽視し、改善の努力を怠っている。以下、文書Noを記したので、参考にしていただきたい。

- (1) 社会権規約第2回政府報告書審査最終所見における主要懸念事項および勧告  
(2001年8月31日) (CE/C. 12/1/Add. 67)
- (2) 拷問禁止委員会による第1回政府報告書審査結論と勧告  
(2007年5月18日) (CAT/C/JPN/CO/1)
- (3) 国連人権理事会による普遍的定期的審査(UPR)による結論・勧告  
(2008年9月) (A/HRC/8/44)
- (4) 自由権規約第5回定期報告書審査・主要懸念事項および勧告  
(2008年10月30日) (CCPR/C/JPN/CO/5)
- (5) 女性差別撤廃委員会第6回報告に対する最終見解における勧告  
(2009年8月18日) (CEDAW/C/JPN/CO/6)
- (6) 子どもの権利委員会第3回日本政府報告審査懸念・勧告  
(2010年6月11日) (CRC/C/JPN/CO13)

上記(1)から(6)は、近年に実施された審査を経て、規約条約委員会、人権理事会から出された懸念・勧告である。懸念と勧告は重複している項目もあるが、詳しく見るとかなり膨大な項目が勧告されている。これらの勧告の各項目は、国内で関係諸団体などが

毎年、政府に実現の要求を行っている事項でもあり、国民的な課題である。しかし日本政府は、各委員会における最終見解や勧告を誠実に受け止めようとはせず、実施をしないばかりか是正の努力をもしていない。

政府に対する勧告は、関係の行政機関に報告されるものの、政府としての評価や対応策を全体として検討する部署がなく、勧告は単なる情報として扱われているにすぎない。

勧告のいくつかの条項について、国会で質疑が行われることがあるが、人権委員会での政府答弁と同様の答弁に終わっているのが、現状である。

日本政府は、各人権規約・条約委員会の、懸念と勧告を受け止め、条約に沿った国内法の整備を計る専門的な機関を政府内に設置することが、求められている。

日本は、初代人権理事国であった。国際条約や勧告を尊重し、誠実に履行する責務を負っている。勧告について、どのように履行の努力を行ってきたか、事実に基づいて検証することが重要である。また、日本政府は勧告を実現するうえで、なにが障害となっているのか、具体的に明らかにするべきである。

## 2、留保した規約条項など

### (1) 中高等教育(漸進的) 無償化

日本政府は、中等・高等教育における無償教育の漸進的導入を定めた社会権規約13条2項(b)(c)を「留保」してきたが、2012年2月9日の国会答弁で「留保撤回」を明言した。社会権規約を批准した国のなかで、「留保」し続けていたのはマダガスカルと日本だけという状況のなかで、遅すぎるとはいえ評価することができる。一刻も早い「撤回」とともに、国際公約となる無償教育の漸進的導入が確実に実行されることを求める。日本の教育費のGDPに対する公費負担割合は、OECD加盟国で最低水準にある。現在、大学の初年度納付金は国立大学82万円、私立大学平均131万円を超える高学費状況を改善しなければならない。政府が「教育の機会均等」を実現し、国民の「教育を受ける権利」を保障することは、世界有数の経済力を持つ国の国際的責務でもあり、関係諸機関に対し、日本政府への働きかけをお願いする。

2010年、高等学校の授業料の無償化が実現した。しかし、日本にある朝鮮学校はその対象から「当面除外」とされ、その後現在にいたるも無償化が見送られている。

この問題では、2010年3月に行われた人種差別撤廃条約の第3～6回日本審査で、朝鮮学校無償化除外を懸念し、「教育機会の提供に差別がないように」との勧告が出されている。日本政府に対し、早急に是正を働きかけていただきたい。

### (2) 社会権規約7条d「公の休日についての報酬」

日本政府は、同条約の留保にあたって、「国内民間企業においては、公の休日に報酬を払う慣習がない」としている。こうした見解は、国内の慣習を理由に、国連規約の実施を拒むものである。本来、人権規約が定める諸権利は、規約に沿って国内の権利の確立・改善を行うべきものである。規約よりも国内慣習を優先させることが容認されるの

であれば、国内事情によって各批准国が規約を自由に解釈することになり、規約の国際的な規範性がなくなり、人権規約の実効性は失われる。

国際条約である国連人権規約は、総ての国がその実施と実現に向けて啓発活動や年次計画を策定し、実施に向けた努力を行うべきものである。

### (3) 社会権規約 8 条 1・d 「同盟罷業をする権利」

政府は、「同盟罷業をする権利」を留保し、公務員のストライキ権を剥奪している。

日本の公務員制度は国内法によって細分化されているが、ストライキ禁止については、政府中枢の国家公務員から、末端のいわゆる現業「非権力的公務員」まで全ての公務員が対象とされている。第 2 回社会権規約における最終所見(2001 年 8 月)で、c、主な懸念事項 21 項において、「教員を含む政府の不可欠業務に携わっていないものへの一律禁止が問題である」ことを例示している。公務員の一律のストライキ権禁止は、いまだに継続され、処分の濫用や脅迫めいた「注意」が行われている。早急に改善を求める。

### (4) 社会権規約 8 条 2 項 「消防職員の団結権に関して」

社会権規約 8 条 2 項 (警察官の基本権) にかんして、政府は「警察の構成員に消防職員を含む」と一方的に解釈宣言を行い、同条項の実施をしていない。しかし、日本国には、消防職員が警察の構成員だという法的根拠が存在しない。政府が団結権の代償措置として設置した消防職員委員会は職務であり、仕事の一貫で、団結権とは機能が異質であり、問題点も多い。消防職員の団結権回復は、消防職員だけの問題ではない。消防職員の勤務条件の改善が、地域住民の生命と財産を守ることに通じることだからである。政府は、この解釈宣言を早急に撤回すべきである。

## 3、公約を実現しない日本政府—個人通報制度、国内人権機関、取り調べの可視化など

第 1 回 UPR 審査では、国内人権機関の設置、個人通報制度の受諾を勧告している。

2009 年に誕生した民主党政権は、国内人権機関の設置とともに、個人通報制度の導入、取り調べの可視化の実現などを公約に掲げ、就任した法務大臣は就任会見でこれらの実現を宣言し、外務省内に「人権条約履行室」を設置したにもかかわらず、その後、全く前進していない。むしろ後退している感すらある。

昨年 5 月に無罪が確定した布川事件は、再審開始が決定し、再審裁判の結果、無罪が確定したえん罪事件である。日本は、現在も、再審が確定した事件、再審請求事件などがいくつもあるえん罪多発国である。その原因は、厳しい取り調べで被疑者から嘘の自白をとり、被疑者に有利な証拠を隠し、何が何でも有罪にするという捜査の実態にある。取り調べの全面可視化が必要である。

また、人権を侵害された個人が、国内の裁判手続きによって救済されなかった場合に直接国連機関に訴えることができる個人通報制度の早期実現が必要である。

#### 4、3・11 東日本大震災・原発事故—許せない危険な原発の再稼働

日本政府が10年前に国連社会権規約委員会から出された貴重な「懸念・勧告」を想起し、また、2005年、国連世界防災会議が表明した『防災は国の第一義的責任において行われるべきもの』との決議を遵守する日本政府の責務を自覚して、長い年月続くであろう復興と救援のためにこれを生かすべきである。行方不明者の捜索、住民の生活の安定、放射能汚染の補償、情報の公開、災害関連死の食い止め、外国人被害者の補償など重要な課題が山積している。

被災者への生活再建のための補償、被災地域・自治体への財政・人的支援を行い、「阪神・淡路」の被災者支援の失敗を深く反省し、今度こそ多数の外国籍住民を含むすべての東日本大震災被災者の人権・生活再建・復興のための長期にわたっての抜本的な国の責任による支援政策を確立し、実行しなければならない。多くの犠牲者を出した史上最大の自然災害から教訓を得て、国民が安心して生活できる防災の国づくりを行うことを強く求めるものである。

政府と電力会社による安全性抜き危険な原発再稼働に強く反対する。脱原発、安全な新しいエネルギー政策を探求することが必要である。

#### 5、労働者の権利・労働条件

労働者の雇用破壊が、日本社会全体、特に若者と女性に加えられている。正規労働者に替わって非正規労働者が労働者の3分の1以上に増大している。非正規労働者とは、期限を限った有期労働であり、短期雇用であり、派遣労働（間接雇用）などである。使用者責任があいまいな雇用であることが特徴である。非正規労働者は正規雇用者と同じ仕事をしていても、極めて低い賃金水準で、契約を繰り返して何年働いても賃金は上がらず、ワーキングプアと言われる低賃金層が増大している。しかも企業の都合でいつでも解雇（契約解除）されている。

一方、正規労働者も、長時間、過密労働を強いられ、過労死や過労自殺が増大している。こうした非人間的な雇用破壊、解雇と低賃金化は大企業の意を受けた日本政府の派遣法改悪などの政策によって推進されているだけに重大な問題である。欧米の先進国では考えられない低レベルの雇用関係、賃金水準、労働組合活動の権利の破壊が行われている。

解雇された非正規労働者が裁判に訴えても、最高裁判所は、偽装された労働契約を形式論で解釈し、「有効である」との判断を下している。それが下級審にも影響を与えている。

日本が批准した人権規約（社会権、自由権）、条約（拷問禁止、女性差別撤廃など）は、憲法98条「誠実に遵守」しなければならないはずなのに、日本の司法は国際規約・条約を無視している。裁判の判決でもほとんど引用していない。日本政府と司法が、国際基準を重視し、労働者の権利・労働条件が守られるよう強い勧告が求められる。

#### 6、自由な言論の実現へ

前述した公務員のストライキ権の剥奪と関連して、現在最高裁で争われている「国家公務員法弾圧事件」がある。この事件は、国家公務員が、一人の市民として、職場から離れた自宅周辺でビラ配布などを行ったことを、公安警察が尾行し、国家公務員法違反として逮捕起訴した事件である。

国公法は公務員のあらゆる政治活動を禁止している。また公職選挙法は「べからず選挙」といわれるほど、表現の自由をがんじがらめにしている。

2008年の自由権規約委員会の審査では、「表現の自由と参政権に対して課せられた非合理的な法律上の制約を廃止すべきである」と勧告している。日本政府は、こうした国内外の声に耳を傾け、改善の一步を踏み出す必要がある。

## 7、長時間労働の放置—過労死・過労自殺は高止まりのまま

過労死・過労自殺の最近の労災申請及び支給決定状況は以下のとおりである。

①過労死(脳血管疾患・虚血性心疾患)の 労災補償状況(件)			②精神障害等の労災補償状況 *( )は自殺(未遂を含む)件数		
年度	請求件数	労災支給決定数	年度	請求件数	労災支給決定数
2006年	938	355	06年	819(176)	205(66)
07年	931	392	07年	952(164)	268(81)
08年	889	377	08年	927(148)	269(66)
09年	767	293	09年	1136(157)	234(63)
2010年	802	285	2010年	1181(171)	308(65)

①の過労死については請求件数と支給決定件数は確かに減少している。それは労災の認定率が40%強であることや認定申請作業の煩瑣が申請を思いとどまらせることもあるからである。しかし減少傾向になっているとは決して言えない。高止まり状況である。

②の精神障害等の労災の申請数はついに4桁の数となった。職場での長時間労働の蔓延、パワハラ、セクハラなどのいじめ、嫌がらせなどの増大がその背景にある。増大し続けることの深刻さをしっかりと受け止め、企業や政府レベルの抜本的な対策が求められる。

いま政府や企業がやるべきことは

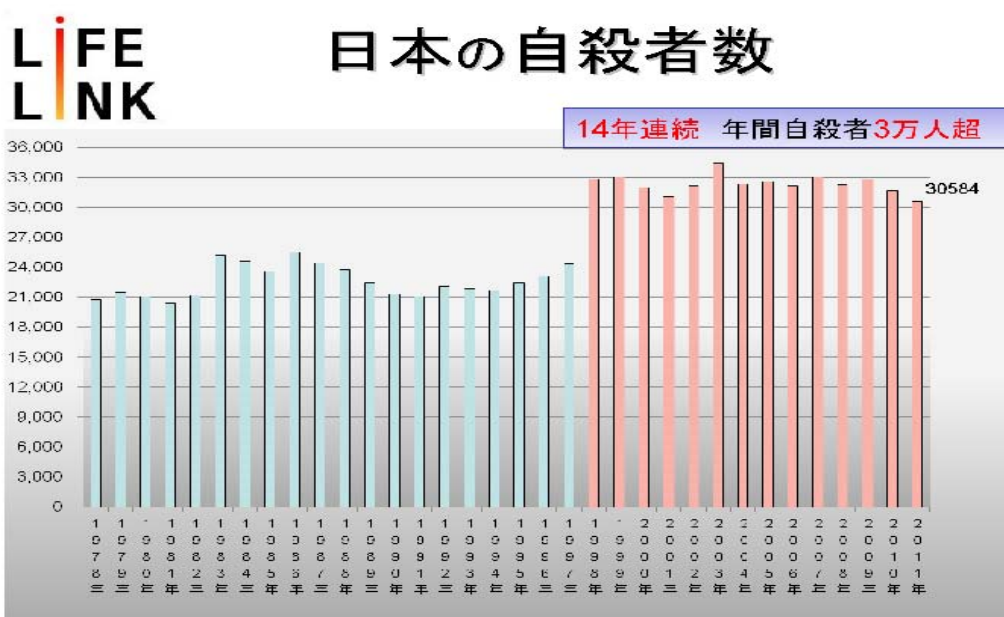
- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること
- 2 過労死をなくすために、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと
- 4 「過労死等防止基本法」制定の促進
- 5、時間外労働時間規制の法制化、違反企業への罰則強化
- 6、全ての企業が法遵守(コンプライアンス)の立場を徹底させるために、行政としての指導監督の強化

## 8、日本では、年間3万人以上の自殺者が14年間続いている

1年間で3万人以上ということは、毎日80人ほどが自殺していることになる。14年間の自殺者を合計すると40万人以上になり、かなり大きな都市の人口に匹敵する人数である。欧米諸国と比べても、OECD加盟国の中でも高い自殺率である。

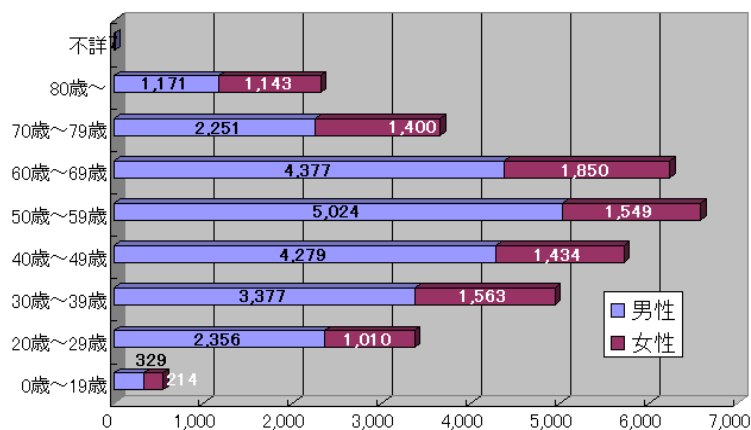
日本には、自殺対策基本法があるが、国や自治体の取り組みは弱く、真剣に対策を考える必要に迫られている。

いまこの瞬間にも、自殺に追い込まれようとしている人がいる。大切な人を自殺で失いそうになっている人もいる。「たくさんの救える命」を救うために、政府に本来の最低限の仕事させなければならない。



警察庁「自殺の概要資料」及び「平成23年の月別の自殺者数について(12月末の暫定値)」

### 年齢別・男女別の自殺者数



## 9、いわゆる慰安婦問題を直ちに解決せよ

現在の日本は、慰安婦問題の解決をマニフェストに掲げた民主党が新たに政権の座についたにも関わらず、この問題が解決されていない。

第二次大戦中の数年間、旧日本軍が侵略したアジア各地では十代初めの少女たち、若い女性たちが残虐な暴力によって、また植民地だった朝鮮、台湾では良い仕事があると騙されて監禁され、自分の意思に反して兵隊たちの性的欲求を満たす慰安婦として働かされたが、これは国の主導した政策であった。

日本政府はアジア女性基金が被害者に償い金を支払ったことで問題が解決したと主張するが、この償い金を受け取ったのは少数であった。特に、韓国、台湾ではそれぞれの政府が、被害者たちがアジア女性基金から償い金を受け取らない条件で、同額を支給して基金の活動を阻止した。そしてその償い金すら自由権規約委員会は2008年に不十分と断じている。また日本政府は慰安婦の実態について広範囲な調査を行わず、被害者数の拡大を避けたため、同基金は活発な支援運動が存在しない諸国を軽く視るか無視した。例えば、インドネシアには高齢者施設の名目で資金が渡され、その通りに、高齢者施設が建設されたが、そこには元慰安婦は一人も入っていない。朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、東ティモール、インドネシア、マレーシアでは、慰安婦被害者は何の給付も受け取っていない。生活も非常に困窮しており、病気になったときの治療費もない。

2011年8月30日、韓国憲法裁判所は、慰安婦問題についての二国間協定の解釈上の紛争を解決しない韓国政府の不作为は違憲であると決定した。

## 10、「日の丸・君が代」の職務命令は規約違反

「UPR結果文書」パラグラフ60の勧告の筆頭にある「自由権規約の第1選択議定書の早期批准」を、教育現場の人権侵害の立場から要望する。

2003年10月以降、東京都教育委員会は、都立高校教員全員に国旗国歌への起立斉唱を命ずる個別職務命令を発し、従わなかった教員700名以上に反復継続的かつ累積加重的に懲戒処分を科してきた。これに対し、処分撤回を求める訴訟が20件以上提起され、内11件に最高裁判決が出た段階である。

最高裁の判断は、公権力による「起立斉唱命令」は「敬意の要素を含む」から思想・良心の「間接的制約」にはあたるものの、「儀礼的所作」だから思想・良心への「直接的制約」にはあたらず、職務命令には秩序維持等の「必要性・合理性」があるから思想・良心の自由（憲法19条）の侵害には当たらない、というものである。

しかし、最高裁は、日本も批准して自動執行力もある『自由権規約』の人権制約条項に適正に照らすことなく人権制約を正当化する結論を導いている。

自由権規約18条3項及び19条3項に示された「正しい目的」・「必要性」・「立法化」の条件に適正に照らすなら、国旗「日の丸」に向かって起立し国歌「君が代」を斉唱せよ

という公権力の懲戒処分を伴う「職務命令」は、規約違反の疑いが極めて濃いものと言わなければならない。

加えて、最新の「自由権規約一般的意見34（意見及び表現の自由）」（2011年7月21日採択）の「パラグラフ38」には、「旗やシンボルに敬意を払わないこと」を禁止したり処罰することは、自由権規約19条3項違反に当たると具体的に例示している。

しかもかねてよりわが国は、定期的政府審査において、公権力が「公共の福祉」名目で個人の権利を制約していることに対する懸念と改善の勧告を受けている（2008年日本政府審査総括所見パラグラフ10）。

即ちわが国が批准した規約を裁判規範として適切に適用しておらず、国際的義務に反する判決となっている。

そうしているうちにも、教育現場では権利の侵害が進行しており、起立斉唱の強制が、教員にとどまらず、生徒にまで及ぼうとしている。

一例を挙げるなら、卒業式で不起立が多かったクラスの担任は、処分を受けた。事前に「内心の自由」を説明した教員も処分を受けた。その数は合わせて、一斉個別職務命令が発せられた最初の年だけで67人に及んでいる。A高校では、坐っている生徒に教頭が手をかけて立たせようとした。B高校では、生徒会主催の「国旗国歌についての討論会」を行ったところ、管理職も含めて関係教員が処分された。

このような上意下達のコマによる画一的な教育統制は、卒業式の日だけにとどまらず、日常の教育活動全体が、多様な価値観を認めない、1つの価値観で序列化する硬直したものになりつつある。

東京の状況は、大阪で加速されようとしている。最初の最高裁判決（2011/5/30）が出た後、大阪府では、国歌演奏時に教員に対して起立斉唱を義務付ける「君が代起立条例」が制定され（2011/6/3）、さらに同一職務命令に3回違反すると分限免職とする「職員基本条例」も追加可決成立した（2012/3/23）。もはや教員の思想・良心・意見表明に対する人権抑圧は、法令として明文化されるどころまできており、自由権規約18条3項、19条3項違反は明白である。

本来教育は、生徒一人一人の人格の完成を目指して行われるはずのものが、子どもの個性に応じた弾力的な教育など許されない、息苦しい雰囲気が広まりつつある。

この事態は、教育権の国際基準に抵触する。（世界人権宣言26条 教育への権利）、社会権規約13条（教育への権利）、子どもの権利条約12条（意見表明権）、同14条（思想・良心・宗教の自由）、同28条（教育への権利）、29条（教育の目的）、に掲げられた国際的な「教育」の理念に反している。

この事態の中で、教員の「職務」とは、単に校長の命令に無条件に従うことではなく、それ以上に、生徒の人格形成の自由、思想良心の自由、学習権を守り、侵害行為があればそれを排除することにこそ、より本質的な「職務」が求められている。

教員の思想・良心に対する権力的介入は、教育現場の学問の不自由や教育への権利の侵



害をもたらし、子どもたちの思想・良心や学習権をも侵害する。この意味では、わが国は、「教育への権利」に関する国際条約にも違反している。

わが国は、素晴らしい国際人権条約を批准しており、その国際水準の人権が学校でも保障されるよう、教育現場から強く訴える。

: